

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第97号								
事故等名	貨物船第十一中央丸乗揚								
発生年月日時刻	平成20年10月15日10時40分ごろ								
発生場所	千葉県保田漁港								
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月26日 横浜・地方事故調査官が海難報告書及び船舶所有者から提出された書類により精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし								
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	貨物船 第十一中央丸 394トン 130284 中央航運株式会社								
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等									
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)								
負傷者	負傷者 なし								
損傷	推進器曲損								
事故等の経過	本船は、千葉県保田漁港にてメサライト原石1,200トンを積載し、千葉港葛南区に向けて離岸する際、平成20年10月15日10時40分ごろ、干潮時にあたり船底が海底に接触して、推進器が曲損した。								
事実を認定した理由	<table border="0"> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td>本船は、干潮時の水深の確認及び離岸時の操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。</td> </tr> </table>	気象・海象の関与	なし	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	判明した事項の解析	本船は、干潮時の水深の確認及び離岸時の操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
気象・海象の関与	なし								
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
判明した事項の解析	本船は、干潮時の水深の確認及び離岸時の操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。								
原因	本事故は、本船が離岸の際、干潮時の水深の確認及び操船を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。								
その他の事項	なし								